

上尾商工会議所 中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金給付要領

(趣旨)

第1条 上尾商工会議所（以下「会議所」という。）は、エネルギー価格をはじめとした物価高騰による影響を受けている市内中小・小規模事業者に対し、事業継続に資する取組への支援として、令和7年度に限り、予算の範囲内において中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）を給付する。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 上尾市内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有し、当該中小企業者等において第5条の規定により支援金の給付の申請を行った日（以下「申請日」という。）から起算して6月以上前から事業を継続して営んでいる者であって、かつ現に継続して事業を営んでいる者であること
 - (2) 上尾市税の納税義務者であること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としてしない。
- (1) この要領の規定により支援金の給付を受けたことがある者
 - (2) 上尾市で実施している農業者、介護・障がい者施設等を対象とする物価高騰等対策支援金の給付を受けている、又は受ける見込みがある者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者又は当該営業に関し、同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
 - (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当し、又は当該暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画している者
 - (5) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として、社会通念上、不適當で

あると判断される事業を営む者

- (6) 事業を営むに当たり必要な法令等の許認可等を取得していない者
- (7) 国又は地方公共団体が経営に直接又は間接に参画している者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 申請する事業収入金額が、給与または雑（業務・その他）収入金額を超えない者。ただし、申請日より直近3か月の事業収入合計金額が、直近3か月の給与または雑（業務・その他）収入合計金額より多い者を除く
- (10) その他会議所が不適当と認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、支援金の給付対象となる一つの給付対象者につき、法人にあつては一律70,000円、個人にあつては一律35,000円とする。

（給付申請）

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、支援金給付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、会議所に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、本人確認書類の写し
- (2) 法人にあつては直近の法人税確定申告書別表一、法人事業概況説明書の写しおよび申請日から起算して3月以内に取得した履歴事項全部証明書、個人にあつては令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表、第二表の写しおよび個人の青色申告にあつては青色申告決算書の写し、個人の白色申告にあつては収支内訳書を提出している場合はその写し。ただし、上尾商工会議所の会員については、この書類の提出を省略することができる
- (3) フリーランス等にあつては、雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明の写しとして、業務委託契約書または業務委託契約等契約申立書、および、支払調書、源泉徴収票、支払明細書の写しまたは報酬の支払いが分かる通帳の写しの書類の中からいずれか1つの書類
- (4) 第3条第2号第9項のただし書きに該当する者にあつては、支援金給付要件確認書（第2号様式）かつ直近3カ月分の事業収入金額がわかる売上台帳又は業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書、および、給与または雑（業務・その他）に関する直近3カ月分の収入支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し、給与明細書、報酬の支払いが分かる通帳の写しの書類の中からいずれか1つの書類

- (5) 申請書に指定した金融機関の振込口座を確認できる書類
- (6) その他会議所が必要と認める書類

(給付申請の期限)

第6条 前条に規定する申請書の提出期限は、令和7年6月30日とする。

(支援金の給付)

第7条 会議所は、第5条の規定により申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金を給付すべきと認めたときは、当該申請者に対し、支援金給付決定通知書兼振込通知書（第3号様式）により通知し、速やかに、支援金に相当する額を当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

2 会議所は、前項の規定による審査の結果、第5条に定める書類の不足や追加書類の提出が必要であると認めたときは、当該申請者に対し、支援金不足書類通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 会議所は、第1項の規定による審査の結果、支援金を給付することが不適当と認めたときは、当該申請者に対し、支援金不給付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第5条に規定する申請をした者は、会議所が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。この場合において、支援金の給付後に申請を取り下げた場合にあつては、会議所が指定する方法により支援金を返還しなければならない。

(調査等)

第9条 会議所は必要があると認めるときは、給付対象者に対し必要な報告を求め、または調査をすることができる。

(不当利得の返還)

第10条 虚偽の申請又は不正な手段により支援金の給付を受けた者は、当該給付を受けた支援金に相当する額を会議所の指定する方法により返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 給付を受けた者は、支援金に関する書類及び帳簿について、支援金の給付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から起算して原則5年間保管してお

かなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日以前に支援金の交付を受けた者については、第9条から第12条までの規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。